

# 人にやさしい街づくりの推進に関する条例 適合率向上にご協力ください！！

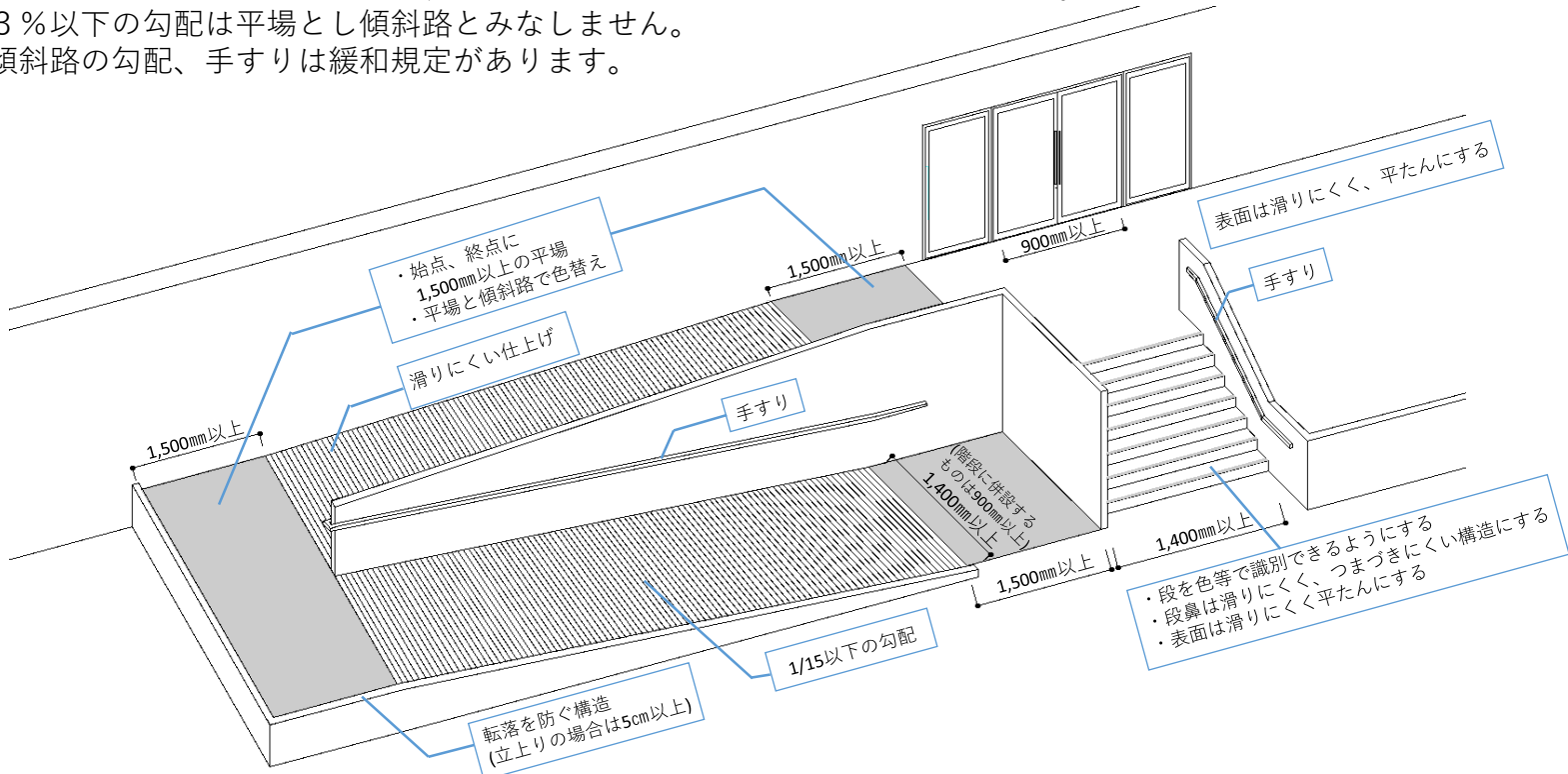
◆特定施設※を建築する場合は、届出書の提出と整備基準の遵守が必要です。

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」では、特定施設※の建設等（増築、改築、用途変更を含む）をする際に、特定施設整備計画届出書の提出と整備基準の遵守が義務付けられています。届出書の未提出及び整備基準が遵守されていない場合は条例違反となります。

※ 特定施設とは、多数の者が利用する施設として規則で定めるものです。  
例：病院、社会福祉施設、物品販売店、飲食店、美容院（住宅に併設するものを含む）、  
共同住宅で床面積2000㎡以上又は50戸を超えるもの、工場や事務所で床面積2000㎡以上のもの

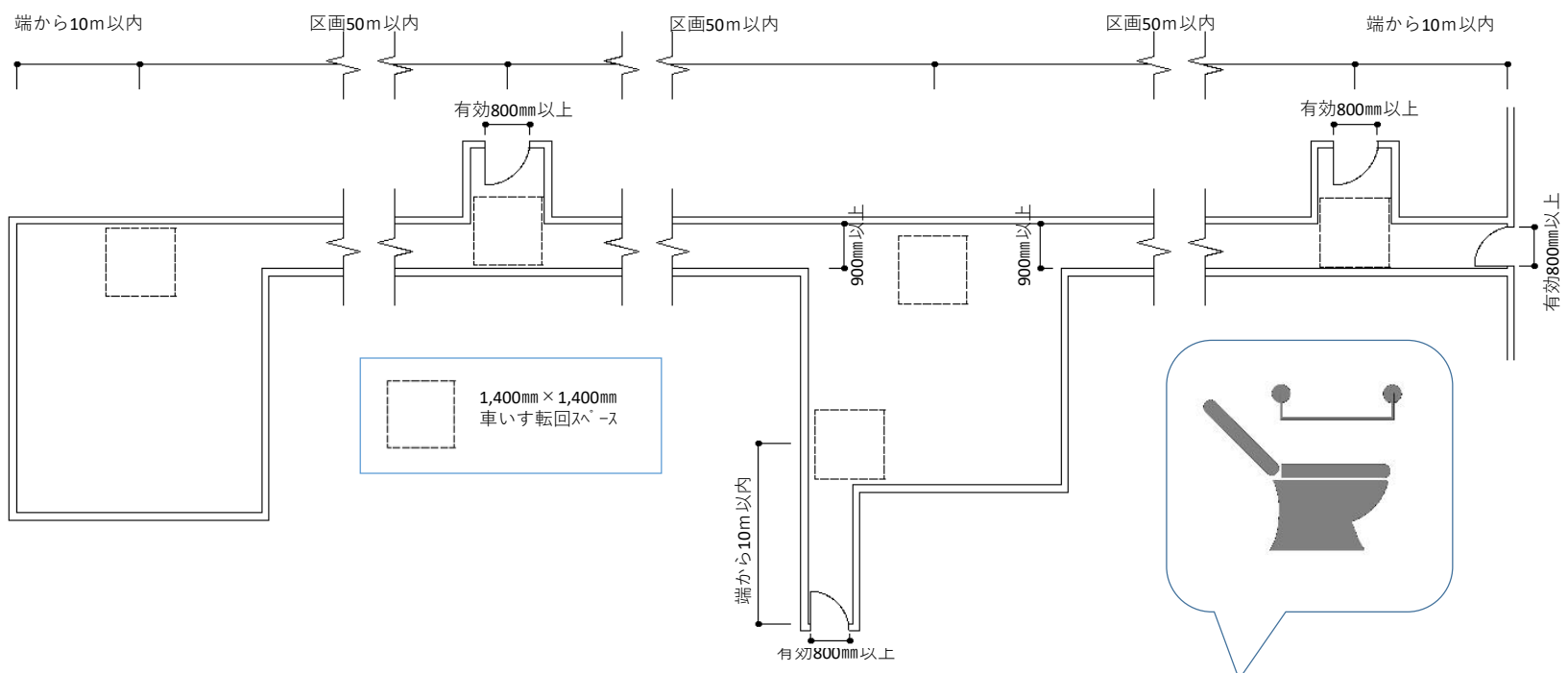
## よくある整備基準のお問い合わせ（屋外）

- ・直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上は有効寸法900mm以上としてください。
- ・3%以下の勾配は平場とし傾斜路とみなしません。
- ・傾斜路の勾配、手すりは緩和規定があります。



## よくある整備基準のお問い合わせ（屋内）

- ・不特定多数の者が利用する室の出入口は有効幅員800mm以上としてください。
- ・廊下等の有効幅員は1,400mm以上としてください。（ただし端から10m以内及び区画50m以内ごとに、幅及び奥行きがそれぞれ1,400mm以上の車いす転回スペースを設けた場合は、有効幅員900mm以上にできます。）



・各便所には手すり及び洋式便器が設けられているブースを1以上設け、その旨を表示した標識を掲示してください。

★建築物の用途、規模により整備基準が異なります。詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】豊橋市建築指導課 建築審査グループ  
TEL : (0532)51-2581 MAIL : kenchikushido@city.toyohashi.lg.jp